

# 参 考 资 料

資料 1 江東区環境審議会答申(平成 18 年 8 月 22 日)  
「江東区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき  
考え方について」

---

「江東区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方について」(答申)

平成 18 年 8 月 22 日

江東区環境審議会

答申に当たっての基本的考え方

「江東区一般廃棄物処理基本計画(以下、「現行基本計画」という。)」は、平成 12 年度に清掃事業が東京都から特別区へ移管になったことを受けて、平成 13 年 3 月に策定されている。

江東区は、これまで、現行基本計画に基づき、ごみの減量に向けた取組や一般廃棄物の適正処理を推進するための施策の実施に、区民に身近な基礎的自治体として、きめ細かな対応に努めてきている。平成 14 年度には資源回収方式を見直し、23 区で初めて、全ごみ集積所で古紙・びん・缶に加えてペットボトルの資源回収を実施するなど、ごみの減量化に取り組んできている。その結果、江東区ではマンションの建設ラッシュに伴い人口が毎年増加しているにもかかわらず、区が収集するごみ量はほぼ横ばいで推移するなど、一定の成果を上げているといえる。

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」を平成 15 年 3 月に策定し、循環型社会の形成に向けて積極的な取組みの推進を地方公共団体等に対して求めている。また、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が平成 17 年 5 月に改正され、市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めること等が求められるとともに、一般廃棄物処理の有料化の推進や、廃プラスチックの処理のあり方に関する記述などが追加されている。

このように廃棄物行政を取り巻く状況が大きく変化してきている中で、昨年 12 月に江東区長から「江東区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方について」諮問がなされた。諮問に当たって、現行基本計画の計画期間は平成 23 年度までとなっているが、

概ね5年ごとに改定するとされていることから、現行基本計画の骨格は変えないで、策定後の状況の変化を反映するように内容を改めることとしたい旨の説明がなされた。

当審議会では、今回の諮問について迅速に調査審議するため、専門委員会を設置して、同専門委員会のごみ処理基本計画の基本的な考え方及び現在廃棄物行政で懸案となっている事項についての検討結果のまとめをもとに答申案の審議を行った。

江東区一般廃棄物処理基本計画の作成に際しては、本答申の考え方を十分に尊重して、循環型社会の形成を基本理念として、廃棄物等の発生抑制を第一としたごみの減量に向けた取組、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の適正処理を推進するための取組みを促進することを内容とするものとなるように配慮されたい。

なお、現行基本計画の改定を行うに当たっては、江東区における環境行政の基本的指針である「江東区環境基本計画」（平成16年3月策定）と整合が図られたものとなるように十分留意されたい。

## 江東区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方について

江東区一般廃棄物処理基本計画の改定に当たっては、同基本計画の基本的な考え方について、下記1のようにするのが適当と考える。また、同基本計画の重点施策に、下記2の事項を反映した内容を盛り込むことが必要と考える。

### 記

#### 1 基本計画の基本的な考え方

基本理念は、「循環型社会の形成」とする。

基本方針は、循環型社会の形成の実現を目指し、次のとおりとする。

区民、事業者、行政が適切な役割分担の下に協働する関係を構築する。

ごみとなるものの発生を抑えていく。

ものの再使用と資源の再生利用を積極的に行い、排出を抑える。

ごみを適正に処理していく。

また、基本理念を実現するために最優先すべき「ごみの発生抑制」の大切さを区民にわかりやすく伝えるため、「もったいない、限られた資源をたいせつに」というスローガンを付すことが有効である。

## 2 基本計画に盛り込むべき事項

### (1) ごみの発生抑制について

循環型社会の実現に向けて最も優先されることは、ごみの発生抑制である。

今後、ごみの発生抑制を進めていくためには、生産、流通、消費など物のライフサイクルの様々な場面で、これまでの行動様式を見直し、区民・事業者・行政の各主体が適切な役割分担の下、協働して取り組む必要があり、エコショップ制度の導入等の具体的な取組みを検討すべきである。

### (2) 家庭ごみの有料化について

ごみの減量及び費用負担公平の観点から、家庭ごみの処理手数料を徴収する自治体が増えている。有料化している自治体では、概ねごみの減量効果が認められるが、有料化に合わせて実施する施策や処理手数料額等によって、ごみ量のリバウンド現象が見られるところもあり、制度設計上の工夫が必要となる。

今後、ごみの減量を一層推進するためには、本区においても家庭ごみの有料化について検討を行う必要がある。なお、その際には、ごみ処理経費、手数料の使途、ごみ減量のための選択肢などの情報を提供し、区民との合意形成に努めることが必要不可欠である。

### (3) 戸別収集について

ごみ出しの場所を各家庭の前とする「戸別収集」は、自らが出すごみに対する責任感が高まり、ごみの分別意識等が向上することが期待できる一方、プライバシーの観点から否定的な意見を持つ区民がかなりの割合でいることに加えて、ごみの収集方法や作業効率への影響などの問題もある。戸別収集は、家庭ごみを有料化する場合の不適正排出対策として有効な施策でもあり、今後戸別収集について多面的に検討を行う必要がある。

### (4) 事業系一般廃棄物の処理のあり方について

平均日量 50 キログラム未満の小規模事業者が排出するごみは、区が有料で収集している。しかし、処理責任は排出事業者にあり、将来的には、日々のごみ処理に支障をきたさないよう区が補完措置を講じた上で、許可業者による収集への移行を検討すべきである。

また、現在の処理手数料は、平成 6 年に東京都が改定したものであり、処理原価と

の乖離幅は拡大している。本来、処理責任のある排出事業者からは、原価相当の手数料額を徴収することが妥当である。しかし、排出者である中小事業者に与える影響等を考慮すると、一度に乖離を解消することは困難であるため、段階的に対策を講じることが妥当であると考える。

#### (5) 廃プラスチックの処理のあり方について

江東区の家系不燃ごみの中で、廃プラスチックは約半分を占めている。この廃プラスチックについては、埋立量を削減して最終処分場を延命化することが重要な課題であり、また、その材料特性を活かして有効利用するという観点も課題となっている。

この課題に対応するためには、まず、廃プラスチックの発生抑制に取り組む必要がある。そして、発泡トレイなど、再資源化しやすく、分別や異物の除去が容易なものについては、費用対効果等を検証した上で、容器包装リサイクル法等を活用してリサイクルすることを検討すべきである。

それでもなお残ったものについては、清掃工場で焼却して熱回収するサーマルリサイクルの具体的な検討を進める必要があるが、実施に当たっては、環境等への影響を検証するなど実証確認により安全性を確かめ、その情報を公開することにより、本区のごみ処理の実情を十分踏まえて、区民の理解を得て進めるように努める必要がある。

## 資料2 江東区環境審議会委員名簿

役職名	氏名	現職等
会長	藤田 八暉	久留米大学大学院教授
副会長	長谷川 猛*	東京都環境科学研究所長
委員	村山 武彦	早稲田大学教授
委員	山谷 修作**	東洋大学教授
委員	市川 英治	東京商工会議所江東支部副会長
委員	竹井 幸三郎*	江東区商店街連合会副会長
委員	中村 政夫*	江東区町会連合会副会長
委員	老沼 秀子*	江東区消費者団体連絡協議会副代表
委員	古田 範子*	区民委員（公募）
委員	山口 浩*	区民委員（公募）
委員	鈴木 清次	江東区議会区民環境委員会委員長 （～平成18年5月24日）
委員	数藤 武司	江東区議会区民環境委員会委員長 （平成18年5月25日～）
委員	斉藤 信行	江東区議会区民環境委員会副委員長
委員	上原 淳子	東京都環境保全推進委員会前委員
委員	武田 順子	東京都環境保全推進委員会前委員

\* は専門委員会委員

\*\* は専門委員会委員長

### 資料3 江東区環境審議会における審議経過及び 江東区環境審議会専門委員会における審議経過

#### 1 江東区環境審議会における審議経過

開催日	審議事項
平成17年12月16日	・江東区長から環境審議会に対して、「江東区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方について」諮問。 ・専門委員会を設置し、諮問事項の審議を付託
平成18年6月2日	・専門委員会の審議状況について中間報告を受け、質疑応答
平成18年8月8日	・「専門委員会のまとめ」について報告を受け、質疑応答
平成18年8月21日	・答申(案)について審議

#### 2 江東区環境審議会専門委員会における審議経過

	開催日	議題等
第1回	平成18年1月25日	専門委員会の運営について 一般廃棄物処理基本計画について 江東区の清掃事業について
第2回	平成18年4月11日	廃棄物処理施設の視察について
第3回	平成18年4月25日	江東区一般廃棄物処理基本計画の基本理念・基本方針について 発生抑制について 家庭ごみアンケート調査結果について
第4回	平成18年5月23日	廃プラスチックの処理のあり方について 事業系一般廃棄物の処理のあり方について
第5回	平成18年6月20日	家庭ごみの有料化について 戸別収集について
	平成18年7月1日	「今後のごみ処理について区民意見を聴く会」を開催
第6回	平成18年7月21日	「今後のごみ処理について区民意見を聴く会」(報告) 専門委員会のまとめについて

## 資料4 「江東区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方について」答申に当たっての江東区環境審議会会長所見(平成18年8月22日)

---

### 「江東区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方について」 の答申に当たって

平成18年8月22日  
江東区環境審議会  
会長 藤田 八暉

わが国における大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済構造の定着は、廃棄物の急増や急速な資源の消費拡大などによる環境負荷の増大という深刻な事態を引き起こしています。

こうした事態を克服して将来の世代に良好な環境を引き継ぐためには、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される、いわゆる循環型社会の実現を図る必要があります。

国は、平成12年を循環型社会元年と位置づけ、基本的枠組み法である循環型社会形成推進基本法を制定するとともに、廃棄物処理法の改正や各種リサイクル法の制定などの法整備を行い、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めています。さらに、平成15年3月に循環型社会形成推進基本法に基づき「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、平成17年5月に廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正するなど、所要の施策の充実、強化が図られています。

今日のごみ問題の根本的な解決を図り、循環型社会を形成していくためには、製品が使用・廃棄される段階での対応だけでは限界があり、生産・流通の段階から一貫して廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減に配慮した対応を行うことが重要であることは言を待ちません。

今般、家庭ごみの過半を占める容器包装廃棄物の対策強化のため、容器包装リサイクル法が改正され、大手流通業者等に容器包装の削減の取組を義務付けるとともに、再商品化義務を履行しない業者への罰則などが盛り込まれました。しかし、拡大生産者責任の考え方が十分に反映しているとはいえず、本区においても実効性のある容器包装廃棄物対策が実施されるように検討を要するところです。

今後、生産・使用の段階から廃棄物の発生抑制を一層推進するために、排出者責任、拡大生産者責任の考え方に立ち、関連法制度の強化を図られるよう国に要望するなど、対処していく必要があると考えます。

ところで、江東区は過去に「ごみ戦争」を経験し、現在でも区内に2つの清掃工場を抱えて他区のごみを大量に処理するなど他区に比較して多大な負担を強いられています。今後、廃プラスチックのサーマルリサイクルなど新たな廃棄物対策の展開においては、特に区民感情に配慮し、区民の意見を十分に聴いて、本区に過度の負担が掛かることの無いように負担の公平の観点から対処することが極めて重要だと考えます。

江東区においては、区における環境行政の基本的指針となる「江東区環境基本計画」を新たに平成16年3月に策定していますが、同計画の中で、区民・事業者・行政それぞれが適切な役割分担の下で、ごみの減量や資源の循環的利用に取り組むことを求めています。しかしながら、その実現に向けては行政が環境教育・環境学習の推進、普及啓発活動の推進等を通じて、区民、事業者の意識の向上を図ることが極めて重要です。私は、その観点から江東区が来春に開設する環境学習施設が、区民、民間団体、事業者、また様々な世代に情報発信を行う拠点となることを強く期待しています。

最後に、本答申を受けて、江東区一般廃棄物処理基本計画が改定されるについては、循環型社会の形成を目指し、廃棄物等の発生抑制を第一として廃棄物処理問題の根本的な解決に向けた道標となるものとして作成されることを切に願っています。